

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第107号 岩国市営改良住宅条例の一部を改正する条例

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告申し上げます。

議案第107号 岩国市営改良住宅条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、「今回、耐震改修及び長寿命化工事が行われた岩国荒田団地においては、長年にわたって自治会からエレベーターの設置に係る要望が出されていると思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、

当局より、「今回の工事にあわせ検討はしたところであるが、現状の建築基準法では、当該団地の敷地において、一定程度道路に接しなければならないという規定があるため、現状のままエレベーターを設置することはできない。しかしながら、耐震性の確保は急がれるものであると判断し、今回は耐震改修及び長寿命化工事を行ったところである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「岩国荒田団地の各棟には、階段に手すりが設置されているが、それが途切れている箇所もある。エレベーターの設置ができない状況であるなら、せめて入居者の安全確保の面からも、手すりの改修については検討すべきではないのか」との質疑があり、

当局より、「現地を確認し、可能であれば改修をしてまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、このたびの岩国荒田団地 A2 棟における耐震改修工事の内容とその効果についての質疑があり、

当局より、「1階のコンクリートブロック積み部分の壁8カ所及び2階の住戸部分の壁1カ所、計9カ所について耐震壁を設置したところであるが、これにより建物の耐震性が確保され、震度7の地震においても、多少の損傷はあっても倒壊することはないものと考えている」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。